

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	国民年金被保険者情報の確認に係る通信回線の変更について
--------	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合に係る重要な変更）

（担当部課： 健康部医療保険年金課年金係）

事業の概要

事業名	国民年金被保険者情報の収集
担当課	医療保険年金課
目的	区内在住する国民年金被保険者（以下「被保険者」という。）に係る資格の得喪のため
対象者	被保険者及びその配偶者
事業内容	<p>現在、区では、国民年金法第 12 条の規定に基づき、被保険者に係る「資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等」に関する届出の受理事務を行っている。当該受理事務を行うにあたり、被保険者の情報が必要となる。このため、日本年金機構が保有する被保険者の情報を、ISDN 回線を通じて接続するシステムにより確認している（平成 13 年度第 3 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会諮問・承認事項「社会保険庁年金情報検索システムの利用について」）。</p> <p>しかし、平成 25 年 4 月から、当該現行システムが、「ねんきんネット（年金記録の確認・検索等を行うことができる日本年金機構が運営するインターネットサービス）」に統合されるため、現行の ISDN 回線を介して行っている確認ができなくなる。</p> <p>よって、専用のインターネット回線により接続する「ねんきんネット」から、日本年金機構が保有する被保険者の情報を確認できるようにするため、システムに係る通信回線を変更する。</p> <p style="margin-left: 40px;">(対象者数)</p> <p style="margin-left: 40px;">平成 23 年度の被保険者数 78,336 名</p> <p style="margin-left: 40px;">平成 24 年度の被保険者数 77,939 名（11 月末日現在）</p>

件名 国民年金被保険者情報の確認に係る通信回線の変更について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民年金
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【国民年金第1号被保険者に係る情報項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本情報 基礎年金番号、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、住所 2 資格記録 資格取得年月日、種別、取得理由、資格喪失年月日、喪失理由、喪失原因 3 納付記録 納付状況(5年度分)、被保険者期間、納付月数、付加月数 免除(全額、4分の3、半額、4分の1)月数、学生納付特例月数、納付猶予月数、未納月数、 <p>※ 現時点の外部結合状況に合致させるため、前記平成13年度承認事項に係る情報項目のうち、「カナ通称名」、「漢字通称名」、「外国人区分」、「年度」は、削除し、「納付状況」の「4年度分」を変更する。 また、平成16年法律第104号による国民年金法の改正内容に基づき、「納付猶予月数」を加え、「免除月数」の割合部分に「4分の3」及び「4分の1」を加える。</p> <p>【国民年金第2号被保険者資格喪失者に係る情報項目】</p> <p>基礎年金番号、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、喪失年月日、喪失した年金制度、郵便番号、住所</p>
結合の相手方	日本年金機構(平成22年1月1日に旧社会保険庁から移行)
結合する理由	<p>平成25年4月以降、現行システムが「ねんきんネット」に統合されるため、現行のISDN回線を介して行っている確認ができなくなる。</p> <p>よって、専用のインターネット回線により接続する「ねんきんネット」から、日本年金機構が保有する被保険者の情報を確認できるようにするため、システムに係る通信回線を変更する。</p>
結合の形態	区が、情報照会用パソコン(4台)から専用のインターネット回線を通じて「ねんきんネット」に照会し、必要な情報の提供を受ける(資料参照)。
結合の開始時期と期間	平成25年4月1日から(以降継続)
情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報保護については、目的外使用の禁止、第三者への提供の制限、パソコン運用の取決めについて、日本年金機構と覚書を締結する。 2 上記情報照会用パソコンに、インターネットからの不正なアクセスを検出・遮断するシステム(WINDOWS ファイアウォール)を搭載する。また、コンピュータウイルスを除去するウイルス対策ソフトウェアを導入することにより、不正アクセス及びウイルス感染とそれに伴う情報流出を防止する。 3 情報を暗号化して送受信することにより、通信経路上での情報窃取を防止する。また、電子証明書クライアント認証により日本年金機構が自ら発行する電子証明書を登録したパソコンからのアクセスのみを許可するとともに、職員ID、パスワードのほか、日本年金機構の配付するハードウェアトークンが1分毎に発行するワンタイムパスワードを、上記情報照会用パソコンにログイン時に入力することにより、ネットワークや不認可ユーザーからのアクセスを防止する(別添資料参照)。

